

乗馬普及体制持続化特別支援事業 (活動持続支援金) について

公益社団法人全国乗馬倶楽部振興協会

1. 趣旨

日本における乗馬普及・馬事振興において重要な役割を果たす主たる場である乗馬クラブ等は、新型コロナウイルスの感染拡大により経営面で大きな痛手を受けただけでなく、事業運営における様々な制約（人の密集回避、消毒等の徹底、従業員等の時差出勤等）にも直面していることから、その諸活動の保持・持続化の一助として、補助金を交付する。

2. 対象者

従前から継続的に乗馬クラブ等として、乗馬普及や馬事振興に結びつく活動を行っている事業者（法人、個人事業、NPO法人等）であって、本協会が認めたもの（以下「支援対象者」という。）とする。

3. 対象要件

- (1) 乗馬普及・馬事振興に要する施設及び馬を繋養する施設を有している。
- (2) 令和2年1月以前より活動を行っている。
- (3) 3頭以上の馬を繋養している。
- (4) 動物愛護法に基づく動物取扱業者の登録を行っている。
- (5) 来場者に係る傷害保険等に参加している。

4. 提出書類

下記書類を郵送等にて提出すること。

* 書式データは本協会ホームページ (<https://www.jouba.jrao.ne.jp/>) 内に掲載。

- (1) 乗馬普及体制持続化特別支援事業（活動持続支援金）に関する申請書（別表1）
- (2) 振込先の通帳の写し（銀行、支店、口座番号、名義が記載されているページのコピー）
- (3) 最新の決算の財務諸表
- (4) 利用案内書・パンフレット等（作成している場合のみ）
- (5) 団体概要書（別表2）
- (6) 繋養馬一覧（別表3）
- (7) 繋養している馬の健康手帳の写し

※ 表紙と表紙の裏にある「個体確認書」・「個体識別証明書」・「輸入検疫証明書」の写し

- ※ 上記確認書、証明書が貼付されていない場合は表紙のみで可
- (8) 動物取扱業登録証の写し
 - (9) 来場者に係る傷害保険等の保険証券等の写し

5. 受付期間

令和3年4月 13日（火）まで（受付期間を延長しました。）

＊ 郵便（レターパックを含む。）による送付の場合は当日消印有効。

それ以外の宅配便等（ゆうパックを含む。）による送付の場合は、本協会当日到着分まで。

必ず、発送した記録が残る方法で送付してください。

6. 補助金額等の決定について

本協会及び助成元である日本中央競馬会で検討のうえ、事業検討委員会に諮りこれを決定する。

なお、期限までに必要書類の提出がない場合や当協会の対象要件を満たしていない場合は補助金の交付はできません。

7. 送付先

〒105-0004 東京都港区新橋 4-5-4 JRA 新橋分館 5階
公益社団法人 全国乗馬倶楽部振興協会